

株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成 20 年 12 月 1 日

株主および登録株式質権者の皆様へ

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号
シミック株式会社
代表取締役会長兼社長 中村 和男

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「決済合理化法」といいます）の施行にあたり、当社の株式を株券電子化後に株式会社証券保管振替機構（ほふり）が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づいて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法附則第 8 条第 1 項に規定する株主等のために当社が特別口座を開設する口座管理機関は、以下のとおりです。

(名 称) みずほ信託銀行株式会社
(住 所) 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項に定める通知対象株主等について、同法の施行日以降、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行なうために必要な事項（同法附則第 8 条第 5 項に定める事項）を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に対し通知いたします。

以上

(注)「特別口座」とは、決済合理化法の施行日までに株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券にかかる株主および登録株式質権者の皆様の権利を保護するために、発行会社（当社）が同法施行日における株主名簿上の株主または登録株式質権者の名義で開設し、当社普通株式を記録する口座です。既に株券等保管振替制度を利用されている株主および登録株式質権者の皆様につきましては、同法施行日において、お取引されている証券会社等の口座に当社普通株式が記録されますので、特別口座は開設されません。